

「36 協定未届事業場に対する相談支援事業」の実施について

東京労働局では、長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化の一環として、業務委託事業である「36 協定未届事業場に対する相談支援事業」(以下「36 未届相談支援事業」)を下記により実施しています。

記

第1 事業の目的

36 未届相談支援事業は、時間外・休日労働に関する協定届を労働基準監督署に届け出していない事業場を対象に、民間事業者を活用することにより、労働条件に関する自主点検、集団的な相談支援及び個別訪問による相談支援の実施により、適正な36協定の締結を通じて、長時間労働の是正に向けた対策を推進することを目的としています。

第2 実施期間

平成31年4月1日から2020年3月13日まで

第3 受託事業者

SATO社会保険労務士法人

本委託事業に関するお問い合わせ

SATO社会保険労務士法人 札幌オフィス内 事務センター
011-788-5898 (土日祝日除く9時から18時)

受託事業者には守秘義務が課せられており、本委託事業で実施する自主点検、集団的な相談支援及び個別訪問による相談支援で得られた情報は行政目的以外で使用することはありません。

また、受託事業者が顧問契約等の営業活動を行うことはありません。